

## 社会福祉法人輝星会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人輝星会(以下「当法人」という)定款第九条および第二十三条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会、監事監査や理事長の指示を受けた法人業務を行う場合、交通費を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費については、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。